

各都道府県民生主管部(局)長 殿

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長
(公 印 省 略)

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う
現況届の一律の届出義務の廃止等に関する事務取扱いについて

児童手当等（本則給付及び児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）附則第 2 条第 1 項の給付をいう。以下同じ。）の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定によって、全員毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、児童手当現況届（以下「現況届」という。）を提出することとされていたが、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 60 号）の施行により、公簿等で一般受給者の所得情報等の支給要件に係る情報等について確認ができる場合には、令和 4 年分の現況届から提出を省略することができるものとする。

現況届の一律の届出義務の廃止（現況届の提出の省略）については、受給者の利便性の向上及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）事務の簡素化の観点から、各市町村においては積極的に実施していただきたい。

なお、一般受給者が支給要件児童を監護していること及び生計が同一であることについては、児童と同居している場合には、一般的に当該児童を監護しており生計が同一であると考えられるため、住民基本台帳上で一般受給者と当該児童の同居を確認することによって、児童手当法における監護及び生計同一の支給要件について該当するものにとらえて差し支えないが、監護及び生計同一の支給要件に疑義が生じている場合等には、市町村による各種調査を十分に行ったうえで適切に判断していただきたい。

また、実施に伴って必要となるシステム改修費等については、補助金を交付することとしており、活用していただきたい。（詳細については、別途通知します）

下記に、現況届の提出の省略を実施する際における、市町村の事務処理が円滑かつ的確に行われるようにするための留意事項をまとめているので、管内市町村へ周知願いたい。

記

1 現況届の提出を省略する場合の事務処理について

(1) 現況届提出の省略については、受給者の利便性の向上及び市町村事務の簡素化の観点から、積極的に実施していただくことが望ましいが、各市町村の状況を踏まえ、実施について適切に判断していただきたい。

- (2) 現況届によって届け出るべき事項及び添付書類については、児童手当法第 26 条及び施行規則第 4 条によるものであるが、市町村が現況届及び添付書類の提出により確認していた内容について、公簿等により確認できる場合には、現況届と添付書類の提出を省略することができる。
- (3) 住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人等の一部の受給者については、公簿等では居住要件等の支給要件を確認することができないため、現状と同様、引き続き現況届を市町村に提出することが必要である。(下記「2 各年 6 月 1 日の状況を公簿等により確認できない受給者で現況届の提出を必要とする者について」参照)
- (4) 現況届提出の省略は、令和 4 年分現況届から対象とする。なお、過年分については、全員分引き続き現況届の提出が必要である。

2 各年 6 月 1 日の状況を公簿等により確認することができない受給者で現況届の提出を必要とする者について

現況状況を公簿等により確認することができない受給者については、下表のとおり、現況届及び継続申立書等の提出により支給要件を確認することとする。

(現況状況を公簿等により確認することができない受給者と提出書類一覧)

現況状況を公簿等により確認することができない受給者で現況届の提出を必要とする者	現況届の提出の要否	継続申立書の要否 (原則添付資料不要)	関連条文等
住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人	○	○	規則第 1 条の 4 第 2 項第 4 号
児童手当法第 4 条第 4 項の支給要件に該当する者(いわゆる同居父母)のうち 6 月 1 日現在で配偶者と離婚協議中である一般受給者	○	○	規則第 1 条の 4 第 2 項第 7 号
住民基本台帳上の住所地以外の市町村で受給している DV 避難者	○	○	児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について(平成 24 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
児童手当等に係る戸籍及び住民基本台帳上に記載のない児童(いわゆる無戸籍児童)に係る一般受給者	○	○ 添付資料要 児童を監護していることがわかる資料	戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて(平成 19 年 3 月 22 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課事務連絡)
施設等受給者	○	×	規則第 1 条の 4 第 4 項第 1 号
市町村等で現況届の提出が必要と判断された者	○	市町村等で提出を必要とした資料	

3 各年6月1日の状況を公簿等により確認することができなかった受給者の取扱いについて

- (1) 現況状況を公簿等により確認することができなかった受給者においては、確認することができなかった支給要件について確認するため、現況届や受給者の支給要件を確認することができる書類等の提出の督促を行うこと。その際、既に支給事由が消滅しているにもかかわらず、未だ児童手当支給事由消滅届を提出していない場合には、その旨についても併せて連絡すること。なお、必要に応じて不足書類の提出の必要性について広報を行うこと。
- (2) 督促を行ってもなお現況届や受給者の支給要件を確認することができる必要書類の提出がない者については、児童手当法第11条の規定により6月分以降の児童手当等の支払の一時差止めを行うこととする。
- (3) 現況届によって届け出るべき事項及び添付書類については、規則第4条に規定されているものであり、現況届の様式は、規則様式第6号に定められているとおりであるが、市町村により適宜調整の上、使用されたい。

継続申立書の様式については、本日別途改正した「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)で示されているとおり。

4 現況届提出の省略に伴い、変更届の提出が必要となる対象者及び届出事項について

公簿等により確認することができない事項について変更があった場合には、今般の施行規則第5条、第6条及び第6条の2の改正により、下表のとおり、変更届の提出が必要となる。

変更届の提出を新たに要する者	変更(届出)事項
規則第5条第1項第3号及び第4号並びに第6条第4項の「配偶者」が、一般受給者に児童手当等を支給している市町村以外に住所を持つ者	・住所 ・婚姻関係(離婚含む。)
規則第5条第1項第4号後段の「配偶者」と離婚協議中であり、同居している父母として認定されていた者で、その後離婚が成立したもの	・離婚成立日
規則第6条の2第1項に該当する者であり、認定請求時又は現況確認時(各年6月1日)から被用者又は被用者等でない者の別(加入年金の種別を含む。)が変更になったもの(被用者として別の会社に転職した者は含まれない。) 額改定請求時に届け出ている場合は不要	・被用者又は被用者等でない者の別(加入年金の種別を含む。)が変更になった日及び変更内容

(注意事項)

国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合に加入しているが児童手当法第17条に規定する公務員に含まれない者()については、国家公務員・地方公務員に身分が変わり公務員支給対象者になる場合があることや、市町村においては各共済組合との情報連携が実施できず、当該者の加入又は脱退した日を把握することができないことから、特に被用者又は被用者等でない者の別に関する変更届の提出が必要であり、注意を要するので、変更届の提出の必要性及び制度の周知に努めていただきたい。

() ○ 国家公務員共済組合に加入しているが被用者とされる者

- ・ 共済組合や職員団体の事務を行う者
- ・ 国と民間企業の人事交流による派遣職員
- ・ 法科大学院へ派遣された裁判官や検察官等
- ・ 行政執行法人の職員
- ・ 国立大学法人の職員
- ・ 日本郵政共済組合の組合員

○ 地方公務員等共済組合に加入しているが被用者とされる者

- ・ 共済組合や職員団体の事務を行う者
- ・ 公益的法人へ派遣されている地方公務員
- ・ 特定地方独立行政法人の職員

5 一般受給者又は支給要件児童の氏名・住所に変更があった場合の変更届の提出の省略について

これまで一般受給者又は支給要件児童の住所・氏名に変更があった場合には、変更届の提出を必要としていたが、公簿等により変更内容の確認ができる場合には、市町村の判断により変更届の提出を省略できるものとする（規則第5条第2項）。

6 支給要件児童が3歳以上の場合の被用者又は被用者等でない者の別の届出不要について

3歳以上の支給要件児童のみに係る受給者は、規則第1条の4第2項第10号は適用されず、認定請求時には「職業」及び「加入している公的年金制度の種別」について認定請求書に記載するのみとし、その事実を確認するための資料の添付は不要となる（施行規則第1条の4第2項第10号）。（変更届での届け出及び市町村等による確認も行わないこととして差し支えない。）

なお、3歳以上の支給要件児童のみに係る受給者であっても、認定請求や現況届を提出した以降に新たに児童が出生したこと等により3歳未満の支給要件児童に係る受給者となった場合には、額改定請求時に被用者又は被用者等でない者の区分を届け出てもらうことで状況を把握する。（規則第1条の4第2項第10号）

7 現況届の事務処理の変更に係る注意事項について

制度の運用については、受給者の支給要件等に変更・消滅があった場合に届出がされることを前提としているため、「児童手当・特例給付受給事由消滅届」（様式第10号）等の提出が必要な事項について十分に周知し、提出が必要な者には勧奨及び督促を行うこととし（上記「3 各年6月1日の状況を公簿等により確認することができなかった受給者の取扱いについて」参照）併せて全ての受給者に対し幅広く周知徹底を図っていただきたい。

○ 今回追加された変更届の提出が必要な事由（規則第5条及び第6条）

- ・ 児童手当等を受給者に支給している市町村以外に住所を持つ配偶者が、氏名又は住所を変更した場合（規則第5条第1項第3号及第6条第4項）
- ・ 一般受給者が、児童手当等を支給している市町村以外に住所を持つ配偶者を有するに至った場合又は有しない者となるに至った場合（規則第5条第1項第4号）

・離婚協議中であり同居している父母として認定されていた者で、その後離婚が成立した場合（規則第5条第1項第4号）

○児童手当・特例給付受給事由消滅届（様式第10号）の提出が必要な事例

- ・一般受給者が市外（国外含む）に転出した場合
- ・支給要件児童が国外へ転出した場合
- ・一般受給者が支給要件児童に係る生計を維持しなくなった場合
- ・一般受給者が支給要件児童に係る生計維持の程度が高いとは認められない場合
- ・一般受給者が公務員として就職したため市町村支給から所属庁支給に変更された場合
- ・一般受給者が支給要件児童に係る未成年後見人ではなくなった場合
- ・一般受給者である父母指定者を指定した父母が帰国した場合
- ・児童福祉法に基づき支給要件児童が里親又は施設等に委託された場合
- ・海外留学により支給要件児童を認定できる期間（3年間）が終了した場合

○（参考）主に職権により消滅処理を行うものと考えられる事例

- ・支給要件児童が15歳となり最初の3月31日を迎えた場合
- ・受給者が死亡した場合
- ・受給者が刑事施設等へ未決拘留された場合又は入所した場合
- ・受給者が行方不明の場合
- ・受給者が支給要件児童を遺棄した場合
- ・同居優先により配偶者を支給要件児童に係る一般受給者として認定した場合
- ・同居優先で認定されている一般受給者で支給要件児童と同居しなくなった場合（支給要件児童が配偶者と同居した場合）
- ・現況届の未提出、又は一時差止めから2年経過した場合
- ・DV要件に該当する場合（一般受給者がDV被害者であり、住民基本台帳上の住所を移さずに、居住実態が市外に移った場合を含む。FAQ（令和3年9月1日版）問13-3参照）
- ・一般受給者の所得額が特例給付所得上限額を超えているため所得要件を充足していない場合（今般の法改正により追加（児童手当法附則第2条第1項）） 等

8 添付資料

- （1）令和4年児童手当現況届の届出義務廃止（現況届の省略）・所得上限の創設に伴う事務手続マニュアル
- （2）令和4年児童手当現況届の届出義務廃止（現況届の省略）・所得上限の創設に係る案内リーフレット例

児童手当現況届の届出義務廃止（現況届の省略）・所得上限額の創設に伴う事務手続マニュアル

制度見直しの目的等について

1 制度見直しの目的

児童手当等（特例給付を含む。以下同じ。）の受給者は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）（以下「規則」という。）第4条の規定によって、毎年6月1日から同月30日までの間に、現況届を提出することとされています。

今般の児童手当現況届（以下「現況届」という。）の一律の届出義務廃止（現況届の提出の省略）については、受給者の利便性の向上、市町村（特別区を含む。以下同じ。）事務の簡素化の観点から実施するものであり、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第60号）が令和4年6月1日から施行されることに伴い、公簿等で一般受給者の所得情報等の支給要件について確認ができる場合には、現況届の提出を省略することができるものとするものです。

【参考】児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）（抜粋）

（現況の届出）

- 第4条 一般受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した様式第6号による届書を市町村長に提出しなければならない。
- 2 前項の届書には、第1条の4第2項各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。
- 4 施設等受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した様式第7号による届書を市区町村長に提出しなければならない。
- 5 前項の届書には、第1条の4第4項第2号に掲げる書類を添えなければならない。

2 制度見直しに伴う基本的な考え

（1）一般受給者の児童の監護、児童との生計同一

一般受給者が対象児童を監護していること及び生計が同一であることについては、児童と同居している場合に、一般的に児童を監護しており、生計が同一であると考えられるため、住民基本台帳上で一般受給者と児童の同居を確認することによって、児童手当における監護及び生計同一の支給要件について該当するものにとらえることにします。

また、監護及び生計同一の支給要件に疑義が生じている場合等には、市町

村による各種調査（現況届の提出を求めることを含む。）を行った上で適切に判断してください。

- (2) 一般受給者及び配偶者の所得額等の照会における同意の不要
一般受給者及び配偶者の所得額等の照会における同意は不要であり、他自治体との情報共有ネットワークを利用した所得額等の照会についても同様です（規則第1条の4第2項第8号）。

3 用語解説

- (1) 申立書
認定請求時に、申請者が支給要件を満たすことを申請者自身で申し出るために必要事項を記載して提出するもの。
- (2) 継続申立書
現況届の提出時に、受給者が支給要件を満たすことを受給者自身で申し出るために必要事項を記載して提出するもの。
- (3) 住所
民法（明治29年法律第89号）第22条に規定する各人の生活の本拠をいう。原則、児童手当制度では、住民基本台帳によって公証される住所をいう。
ただし、DV被害を受けて避難をしており、住民基本台帳上の住所を異動することに支障がある一般受給者及びその児童については、実際に居住している住所を住所地として取り扱う。

受給資格者への支給事務について

1 所得上限額の創設等

- (1) 特例給付支給対象外となる主たる生計維持者の所得・収入基準について
特例給付の支給対象外となる基準については、子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合、主たる生計維持者の年収は1,200万円相当になります。
その場合における、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。この項目において「政令」という。）で定める所得額の基準と、それに対応する給与収入額の目安は次の表のとおりです。所得額に扶養親族等1人当たり38万円を所得・収入額目安に原則加減算したものです。（政令第7条）

（単位：万円）

扶養親族等の数 （カッコ内は例）	所得額	収入額目安
---------------------	-----	-------

0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	1048	1276

扶養親族等の数は、所得税法（昭和40年法律第33号）上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となる。

収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額である（実際の適用は政令で定める所得額で行い、収入額は用いない）。

(2) 特例給付の所得上限額を超えて、支給対象外となった方について

ア 主たる生計維持者の所得額が所得上限額を超える場合、特例給付月額5,000円は支給されなくなります（資格消滅）。

イ 次年度、支給されていない方の所得額が決定し、その額が所得上限額未満だった場合には、改めて認定請求書の提出を受け、児童手当等を新たに支給することになります。

児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第8条第3項を準用して、市民税課税通知書を受け取った日の翌日から15日以内に認定請求を行った場合には、課税された所得額によって所得要件を満たしていた月分の児童手当を遡及して支給することとして差し支えありません。

ウ 特例給付の所得制限額や上限額を超えて、特例給付を受けていた方や支給事由が消滅となっていた方については、税の更正により児童手当等を遡及して支給する場合、特例給付の認定や支給事由消滅処理を職権で取り消して、改めて認定の処理を行い、児童手当等を支給できます。

(3) 所得上限額超過による申請却下について

申請の却下に該当する場合の例としては、以下の参考の事例に加え、所得上限額超過により特例給付が不支給になる場合が加わります。

【参考 却下に該当する事例】

- ・再三の督促に関わらず、請求者から認定に必要な添付書類の提出がない
- ・請求者の住民登録が市内にない

- ・配偶者の所得が請求者より高い（却下処理を行い、請求者交代の案内が必要）
- ・市町村からの支給ではなく所属庁での支給対象者である
- ・請求者の居住が不明である（保留通知等が不着返戻となった場合）
- ・請求者が養育者の場合で、父母が児童と同居している
- ・請求者が、請求月と同月内に市外転出した
- ・請求月と同月内に、請求者又は当該児童が死亡した
- ・児童が里親又は施設等に委託されている（一時保護を除く）
- ・請求者が離婚して児童と別居している
- ・請求者と児童に養子縁組の意思がない
- ・同居優先により配偶者が認定されている
- ・DV要件により児童と同居する配偶者が認定されている
- ・同居優先で申請した請求者の世帯に、所得の高い児童の父又は母が同居している
- ・児童の住民登録情報が確認できない（いわゆる無戸籍児童やDV避難者に係る児童を除く）
- ・児童の所有に属する金銭が、児童の生計費の大半を占めている
- ・児童が海外に居住し、留学の要件が認められない児童の場合

（４）所得上限額超過による消滅処理について

下記の参考の事例に加え、以下の場合にも支給資格が消滅することになります。

- ・請求者の所得額が特例給付所得上限額を超えている
- ・DV避難者が、住民基本台帳上の住所を移さずに、居住実態のある居住地住所が市外に移った（DV避難者については、居住実態のある居住地住所から支給される）

【参考 資格消滅事由に該当する事例】

- ・受給者が市外に転出している（国外含む）
- ・児童が国外へ転出した
- ・受給者が死亡した
- ・受給者が生計を維持しなくなった
- ・受給者が生計維持の程度が高いとは認められない
- ・受給者が公務員として就職したため市区町村支給から所属庁支給に変更された
- ・児童が15歳となり最初の3月31日を迎えた
- ・受給者が刑事施設等へ未決拘留された、又は入所した
- ・受給者が行方不明
- ・受給者が児童を遺棄した
- ・同居優先により配偶者を認定した
- ・同居優先で認定されている受給者が児童と同居しなくなった（児童が配偶者と同居した場合）
- ・離婚後、児童と別居していることを住民登録上確認した
- ・DV要件に該当する
- ・受給者が未成年後見人ではなくなった
- ・父母指定者を指定した父母が帰国した
- ・児童福祉法に基づき児童が里親又は施設等に委託された
- ・海外留学により認定できる期間（3年間）が終了した

・ 現況届の未提出、又は一時差止めから 2 年経過した 等

(5) 外国に居住していた等で前年に住民税の課税対象となっていなかった方 (課税台帳に記載がない方) について

児童手当等の支給の有無は前年 (1 ~ 5 月分は前々年) の所得で判断するため、従来より所得ゼロとみなして構わないとしていますが、国外における所得額が明らかに所得上限額を超えていると申請者から申し出があった場合には、当該所得額を証する書類等の提出と併せ、特例給付の支給対象外とすることも可能です。なお、従前どおり、支給元市町村に寄付することも可能です。

(6) 一時的な所得逆転が発生した受給者及びその配偶者の方について

夫婦間において一時的な所得の逆転があり、ある年の高収入者が変わった場合であっても、児童手当又は特例給付の支給区分に変更が生じず、対象者がともに同一市町村に在住している場合には、当該受給者や市町村の実務負担を踏まえ、受給者変更を行わないこととして差し支えありません。

ただし、対象者から受給者変更の旨の意思表示があった場合には、受給者変更を行ってください。

2 現況届手続の見直し

現況届によって届け出るべき事項及び添付書類については、規則第 4 条によるものですが、市町村が現況届及び添付書類の提出により確認していた内容について、公簿等により確認できる場合には、現況届と添付書類の提出を省略できます (規則第 4 条第 3 項) 。

各市町村の判断により、引き続き現況届の提出を求めることも可能です。

3 毎年 6 月 1 日の状況が公簿等で確認できず引き続き現況届の提出が必要な場合

毎年 6 月 1 日の状況を公簿等により確認することができない受給者については、現況届又は継続申立書等の提出により支給要件を確認することになります。

(毎年 6 月 1 日の状況を公簿等により確認することができない受給者と提出書類一覧)

現況状況を公簿等により確認することができない受給者で現況届の提出を必要とする者	現況届の要否	継続申立書の要否 (原則添付資料不要)	関連条文等
住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人	○	○	規則第 1 条の 4 第 2 項第 4 号
児童手当法第 4 条第 4 項の支給要件に該当する者 (いわゆる同居父	○	○	規則第 1 条の 4 第 2 項第 7 号

母)のうち6月1日現在で配偶者と離婚協議中である一般受給者			
住民基本台帳上の住所地以外の市町村で受給しているDV避難者	○	○	児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について(平成24年3月31日付け雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
児童手当等に係る戸籍及び住民基本台帳上に記載のない児童(いわゆる無戸籍児童)に係る一般受給者	○	○ 添付資料要 児童を監護していることがわかる資料	戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて(平成19年3月22日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課事務連絡)
施設等受給者	○	×	規則第1条の4第4項第1号
市町村等で現況届の提出が必要と判断された者	○	市町村等で提出を必要とした資料	

現況届に添付する書類の様式について

- ・現況届によって届け出るべき事項及び添付書類については、規則第4条において、現況届の様式は規則の様式第6号に定められていますが、市町村により適宜調整の上、使用してください。
- ・各種継続申立書の様式については、令和3年9月1日付け内閣府子ども・子育て本部統括官通知で改正した後の「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)で示されているとおりです。

4 現況届提出の省略に伴い、変更届の提出が必要となる対象者及び届出事項

毎年6月1日の状況を公簿等で確認することができない事項に変更があった場合には、下表のとおり、変更届の提出をすることで支給に係る事項を確認することになります。

(変更届の提出を要する対象者と届出事項)

変更届の提出を要する者	変更(届出)事項
施行規則第5条第1項第3号及び第4号並びに第6	・住所

条第4項の「配偶者」が、一般受給者に児童手当等を支給している市町村以外に住所を持つ者	・ 婚姻関係（離婚含む。）
施行規則第5条第1項第4後段の「配偶者」と離婚協議中であり、同居している父母として認定されていた者で、その後離婚が成立したもの	・ 離婚成立日
施行規則第6条の2第1項に該当する者であり、認定請求時又は現況確認時（各年6月1日）から被用者又は被用者等でない者の別（加入年金の種別を含む。）が変更になったもの（被用者として別の会社に転職した者は含まれない。）額改定請求時に届け出ている場合は不要	・ 被用者又は被用者等でない者の別（加入年金の種別を含む。）が変更になった日及び変更内容

（注意事項）

国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合に加入しているが法第17条に規定する公務員に含まれない者（ ）については、国家公務員・地方公務員に身分が変わり公務員支給対象者になる場合があることや、市町村においては各共済組合との情報連携が実施できず、当該者の加入又は脱退した日を把握することができないことから、特に被用者又は被用者等でない者の別に関する変更届の提出が必要であり注意を要するので、変更届の提出の必要性及び制度の周知に努めていただきたい。

（ ）○国家公務員共済組合に加入しているが被用者とされる者

- ・ 共済組合や職員団体の事務を行う者
- ・ 国と民間企業の人事交流による派遣職員
- ・ 法科大学院へ派遣された裁判官や検察官等
- ・ 行政執行法人の職員
- ・ 国立大学法人の職員
- ・ 日本郵政共済組合の組合員

○地方公務員等共済組合に加入しているが被用者とされる者

- ・ 共済組合や職員団体の事務を行う者
- ・ 公益的法人へ派遣されている地方公務員
- ・ 特定地方独立行政法人の職員

5 過年分（令和3年分以前）の現況届

過年分（令和3年分以前）の現況届については提出が必要です。

引き続き未提出者には、現況届の提出を求めてください。

6 現況届におけるケース別の手続

- （1）住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人
未成年後見人である法人の所在地について、現況届に継続申立書を添えて

届け出るよう求めてください。

市町村では法人の所在地を把握することができないため、各種通知書の送付先となる法人の所在地について届け出てもらいます。個人事業主である弁護士の場合は、弁護士個人の住所地により届出がされた際には、現況届の提出を求める必要はありません。

(2) 離婚協議中の同居父母

継続して離婚協議中である旨について、現況届に継続申立書を添えて届け出るよう求めて下さい。

離婚協議を取り止めて復縁した方を把握するために、離婚協議中であることを届け出てもらいます。

離婚協議を開始した事実については確認済みのため、認定請求の際に提出を受けた各種証明書類については、再度提出を求める必要はありません。

(3) 住民基本台帳上の住所地以外の市町村で受給しているDV避難者

以下の情報について、現況届に継続申立書を添えて届け出るよう求めて下さい。

ア 6月1日時点の住民基本台帳上の住所地

イ 6月1日時点で実際居住している住所地

DV避難者の情報については、特に配慮を必要とするところですが、住民基本台帳に記載がない住所地については、異動があっても市町村で把握することができないため、省略対象とはできず、引き続き現況届の提出が必要になります。

(4) 児童手当等に係る戸籍及び住民基本台帳上に記載のない児童(いわゆる無戸籍児童)に係る一般受給者

以下の情報について、現況届に継続申立書を添えて届け出るよう求めて下さい。

ア 児童を監護し、生計が同一である旨

イ 出生直後の請求ではない(1か月以上経過している)場合は、対象児童の生存確認のための、直近の母子手帳の乳幼児健診の記録又は在園(在学)証明等

認定請求の際に提出された出生証明書については、出生の事実が変更することはないため、再度提出を求める必要はありません。

(参考)

戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取り扱いについて(平成19年3月22日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課事務連絡)(抜粋)

児童手当は、小学校修了前の児童の養育者からの申請に基づき、監護要件及び生計要件等を判断するほか、受給者(養育者)が国内に住所を有するときに支給することとされている。

しかしながら、対象児童については住所要件がないことから、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、当該児童の養育者について監護要

件及び生計要件等を個別に確認した上で、当該児童の養育者に対して児童手当の支給を認定することができる。

(5) 時効の開始日

公簿等で支給要件が確認することができなかった場合には、所得証明書の提出や情報照会先の課税地の提出を求め、その提出がない場合には再度提出の督促を行い、支払差止通知書の発送をしてください。その上で、従来と同じく、児童手当の支給日（10月支給）の翌日が時効の開始日となります。

7 その他の変更

(1) 受給者又は児童の氏名・住所変更届の提出省略

これまで受給者又は児童の氏名・住所に変更があった場合には、変更届の提出を必要としていたところです。

今回の規則改正により、公簿等により変更内容の確認ができる場合には、変更届の提出を省略することができることとしています。（規則第5条第2項及び第6条第5項）

いずれにしても、受給者や児童の住所変更等については、引き続き適切な把握に努めてください。

(2) 支給対象児童が3歳以上の受給者の被用者又は被用者等でない者の区分の把握の不要

当該区分は事業主拠出金による負担額の算定に関わらないものであるため（ ）認定請求時に「職業」及び「加入している公的年金制度の種別」について、認定請求書に記載するのみとし、申請者が被用者である場合に求めていた被用者である事実を確認するための資料の提出は不要とします。その後届出内容に変更があった場合にも、変更届（様式第8号）で被用者又は被用者等でない者の別（加入年金の種別の変更を含む。）を届け出ないこととして差し支えありません。（規則第1条の4第2項第10号）

被用者又は被用者等でない者の別について届出をしてもらう必要はありませんので、現況届の省略が可能となります。

なお、3歳未満の児童を養育することになった場合には、額改定請求書に「職業」及び「加入している公的年金制度の種別」を記載することにより被用者又は被用者等でない者の別について届け出ます。

事業主拠出金は、一般受給者における3歳未満の支給対象児童のみが拠出対象となっています。

8 現況届の提出を省略した場合の事務手順の例（事務フロー）

現況届は、全ての一般受給者（その年の5月まで引き続いて受給していた一般受給者全て）に提出を求めていましたが、令和4年分から現況届の提出の省略が可能になったため、省略を実施する場合の市町村における事務手順の例についてお示しします。

○支給要件や支給事務に係る事項について変更や消滅事由の発生があった場合

には、適宜届出がなされて、常時受給者の最新の状況が受給者情報に反映されていることが円滑な事務執行に大きく寄与します。

- そのため、変更や消滅事由の発生等の届出が適正に行われるように、受給者等に対して十分な周知・広報をするよう努めてください。（上記の「4 現況届提出の省略に伴い、変更届の提出が必要となる対象者及び届出事項」を参照）

（1）令和4年度以降の事務手順

ア 受給者への制度案内・周知徹底

- 制度案内の各戸配布（制度が認知されるまでの当分の間）

【周知事項】

- ・現況届省略の実施の有無
- ・継続して現況届の提出が必要な方の類型（無戸籍児童に係る受給者、DV避難者等）
- ・現況届の提出を求める場合の届出期間（届出開始日）
- ・変更届の提出が必要な場合
- ・特例給付の支給対象外となる者の所得上限額、超過した場合には資格消滅事由となること、翌年以降所得額の減少等による再認定請求で支給対象となること
- ・公務員になり所属庁支給に変更になった場合の市町村への受給事由消滅届の提出
- ・二重支給の防止（特に所属庁支給に変更になった場合）

受付（現況届が必要なケースのみ）

- ・6月1日時点の現況を届け出るため6月1日以降に受付
- ・受付年月日を押印

点検（現況届が必要なケースのみ）

- ・記載事項の確認（特に課税地住所、配偶者欄、公務員就職の有無、被用者である場合の保険証の写しの添付の有無）
- ・継続申出書等の添付確認（無戸籍児童等）（上記「3 毎年6月1日の状況が公簿等で確認することができず引き続き現況届の提出が必要な場合」参照）

イ 審査

市内連携及び他自治体等との情報共有ネットワークによる公簿等での確認（受給者の6月1日時点状況の確認の実施）

- ・住民基本台帳部局に対して住所・世帯構成の情報を求め、受給者が児童と同居している事実により監護・生計同一状況を判断
- ・住民税部局に対して前年度所得の情報を求め、受給者及び配偶者等について更新

で確認した情報の内容を、受給者の記録に反映

- 1 【の結果、受給者の支給要件や支給区分に係る変更がないケース】
前年度の認定結果のまま継続処理

-2 【の結果、受給者の支給要件や支給区分に係る変更があるケース】
各ケースにより受給者情報を変更して更新処理実施

考えられるケース毎にリスト分けすることも考えられる。

ア 世帯に受給者がいない 別居・単身赴任、国外転居等の場合
が考えられる

イ 世帯に児童がいない/増えた 別居・死亡・留学・出生・養子
縁組での同居、国外転居等の場合が考えられる

ウ 世帯に配偶者がいない/新たに存在する 別居・離婚・婚姻等
の場合が考えられる

各ケース毎に必要な受給者変更や別居監護の申し立て、受給事由消滅、変更届の提出の案内、職権による受給事由消滅の処理等を行う。

【事例1 受給者の所得に増減があったケース】

○所得制限額を超過 児童手当 特例給付

○所得制限額を下回る 特例給付 児童手当

○所得上限額を超過 児童手当又は特例給付 支給事由消滅

【事例2 配偶者と所得の逆転があったケース】

○配偶者が一般受給資格者の場合

配偶者へ受給者変更のため、市区町村への申請を案内

同一市町村内在住の配偶者で支給区分に変更がない場合には、
一時的な所得の逆転であれば、市町村の判断により受給者変更
をしなくても差し支えない。ただし、配偶者から変更の希望が
あった場合にはこの限りではない。

○配偶者が公務員受給資格者の場合

消滅処理を行い、配偶者へ受給者変更のため、所属庁への申請を
案内

【事例3 被用者又は被用者等でない者の別の変更が届け出されてい
たケース】

必要に応じて、日本年金機構等の情報を確認し、更新処理

ウ 返戻・保留

現況届を省略した場合には、原則として、現況届等の提出がないこと
による保留は発生しません。

ただし、戸籍及び住民基本台帳に記載のない児童に係る児童手当等の支
給等、引き続き現況届の提出を要する案件については、従前どおり、不備
のある申請書類の返戻、それに伴う保留の処理が必要になります。

エ 審査後処理

審査後の処理については、従前と変更はありませんが、令和3年児童手
当法改正(子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(令
和3年法律第50号)による改正)に伴う特例給付所得上限額を超過した受
給者については、児童手当等の受給資格が消滅されるため、支給事由消滅
通知書の発送を行うことになります。

翌年度以降、所得額が減少したことにより、特例給付所得上限額を下回
った場合には、改めて認定請求書の提出が必要になります。

税額の更正による請求の場合には、既に行われている消滅処分を取り消して、更正された時点に遡及して児童手当を支給します。

オ 一時差止め

消滅事由を確認できないが、支給に係る資料の提出等がないため、支給要件を確認できず、支給事由に疑義がある場合には、一時差止め処理を行い、支払差止通知書を発送します。

カ 消滅処理

認定審査の結果、の1の(4)「所得上限額超過による消滅処理について」において示している事例に該当する場合等に消滅処理を行い、支給事由消滅通知書を発送します。

キ 時効開始

支給要件等を確認するための資料の提出を督促した上で、その提出が確認できない場合には、支払差止通知書を発送した上で、10月の定期支給日の翌日から時効が開始します。その後、2年経過した時点で時効が成立します。

現況届省略に伴う関連手続における留意事項について

現況届の省略は、受給者の利便性の向上及び市町村事務の簡素化を目的として実施するものであり、併せて、その他の各種手続についても、簡素化を進めています。

円滑かつ適正な制度の運用を確保するために、申請者（受給者）が確実に種々の手続を実施していただく必要があるため、各市町村では制度の広報・周知に十分に努めてください。

リーフレット等の送付等を行い、令和4年6月からの以下の制度変更について周知を徹底してください。

○特例給付の一部廃止

- ・主たる生計維持者の収入額が1,200万円相当以上の場合に（扶養親族等の数が3人の場合）特例給付5,000円が支給されなくなります。
- ・支給がされなくなった方には、支給事由消滅通知を送ります。
- ・翌年以降の住民税における所得額が決定し、その額が所得上限額未満だった場合には、認定請求書の提出を受け、審査の上、児童手当等を新たに支給することになります。

特例給付の所得上限額を超えて、支給事由が消滅となっていた方については、法第8条第3項を適用して、市民税課税通知書を受け取った日の翌日から15日以内に認定請求を行った場合には、課税された所得額によって所得要件を満たした月分の児童手当を支給します。

【具体例】

- ・令和4年6月5日に市民税課税通知書により、特例給付支給対象所得額になったことを知る。
- ・6月15日に児童手当の認定請求書を提出する。

- ・本来であれば、申請日の属する月の翌月である7月分からの支給になるが、市民税課税通知書を受け取った6月5日の翌日から15日以内に認定請求を行っているため、法第8条第3項を適用して、6月分からの支給を行うものとする。

○被用者又は被用者等でない者の別の確認

支給対象児童に3歳未満の児童がいない場合には、被用者又は被用者等でない者の別について、確認を行わなくても差し支えありません。

3歳以上の児童のみの受給者のうち、認定請求書や現況届を提出した以降に新たに児童が出生したこと等により3歳未満の児童を監護することとなった場合には、額改定請求時に被用者又は被用者等でない者の別（加入年金の種別）を届け出て、被用者である場合には事実確認資料の提出をしてもらうことで把握し、その内容を反映させて処理します。

3歳未満の児童がいる受給者（被用者の場合に限る。）に関し、公簿等で被用者又は被用者等でない者の別を確認することができる場合には、事実確認資料の提出を受給者に求める必要はありません。

1 認定請求に関する留意事項

(1) 二重支給の防止

市町村内の住民基本台帳で把握できない事項を必要に応じて、情報連携等により確認して、二重支給の防止に努めてください。

所属庁からの認定の連絡がないかを確認するなどして、二重支給等の防止に努めてください。

加えて、モデル認定請求書（公務員用）に直前の支給を受けていた市町村や所属庁及び受給事由消滅届の有無を記入させる欄を追加しますので、受給資格者が所属庁に申請した際に、市町村支給を受けていて、受給消滅事由届を提出していないことが分かった場合には、市町村に電話等で最終支給月を確認する等を行い、確実な二重支給防止に努めてください。

(2) 受給事由消滅届の提出の周知徹底

現況届省略の円滑かつ適正な実施において、変更届の提出とともに現況届の省略の前提となる手続となるため、特に受給者への周知徹底に努めてください。

(3) 振込先口座名義の柔軟化

児童手当等は、児童を監護し、生計を同じくする父母等に支給することとされているため、その制度趣旨から、原則、受給者名義の口座に支払うこととしています。

ただし、市町村による円滑な支給事務の執行を妨げない範囲で、例外的に、

- ・受給者からの変更届の提出に基づき、
- ・受給者につき振込口座は一口座までとし、
受給者口座のある金融機関が生活圏内にない、
受給者口座が開設できない、

受給者の疾病・障害等により受給者が金融機関に立ち寄れない等、相当な理由がある場合には、市町村の判断により受給者名義ではない口座への支払いも差し支えありません。

なお、申請者に口座名義が受給者以外となったことによる以下のような事

例()があったとしても、受給者の意思で設定された口座へ振り込まれた児童手当等については、当然全て受給者に支給されたものとなります。その旨を必ず口座設定申込書に記載する等申請時に案内してください。

配偶者と離婚し、配偶者口座に振り込まれた児童手当を利用できなくなった事例

市町村から過誤支給があり、配偶者口座へ支給済みの児童手当の返還を求められたが、配偶者が使用しており、返還額が残っていない事例

受給者が死亡した場合等における未支払の児童手当の振込先は、上記の場合であっても、従前どおり児童名義の口座へ振り込むこととなります。

2 額改定請求に関する留意事項

- (1) 上記に記載のとおり、新たに3歳未満の児童を監護することとなった場合、被用者又は被用者等でない者の別(加入年金の種別を含む)を届け出るようになっていきますので、届出漏れがないように周知してください。
- (2) 併せて、従来より届出漏れがある、支給要件児童である高校生の児童の記載についても、漏れがないよう周知してください。

3 受給事由消滅に関する留意事項

新たに受給事由消滅扱いとなる以下の場合については職権処理を実施して差し支えありません。

- ・所得上限額(年収1,200万円相当)以上となった場合は、支給停止ではなく、消滅処分をすることになります。
- ・従前支給を受けていた住民基本台帳上の住所地から、DV避難により、実際居住する住所地の市町村に、支給を実施する市町村の変更があった場合は、実際に居住する住所地を児童手当制度上の住所地として扱い、これまで支給していた市町村においては消滅処分をすることになります。

4 同居父母に関する留意事項

- (1) 離婚協議中の場合には、継続申立書の離婚協議中にチェックを入れて、現況届と併せて提出させてください。
- (2) 離婚が成立した場合には、変更届の配偶者欄を空欄にして提出させて下さい。
- (3) 申請者から配偶者に離婚の意志が伝わっていることの確認については、資料の提出がなくとも、市町村が配偶者に口頭確認をしたことをもって足りることとします。

5 父母指定者に関する留意事項

- (1) 父母指定者については、現況届の提出が必要な者とはなってはいません。
- (2) 父母指定者を指定して外国に居住していた父母が、児童及び父母指定者が居住する市町村以外に帰国して、その市町村で別居監護による認定請求をした場合、その市町村では父母指定者に児童手当等を支給していることを把握することができないため、以下のような二重支給の防止に努めてください。
 - ア 帰国した父母の認定に当たっては、適宜、当該住民基本台帳に記載された世帯に属する方の状況や父母指定者の指定状況を児童の住所地の市町村に確認する等を行い、適切に認定してください。
 - イ 帰国した父母においても、認定請求する際に父母指定者を指定している

ことを申し出るよう、リーフレットに記載する等して周知してください。
市町村はその申出を受けて、父母指定者へ支給している市町村にその旨を連絡してください。

ウ 父母が帰国した場合は、当然に父母指定者に連絡があると推量され、その際には支給事由消滅届を提出することを、父母指定者指定届等に記載する等して父母指定者に周知してください。

6 DV避難者（配偶者のDVから避難している者）に関する留意事項

- (1) 住民基本台帳上の住所地の市町村において児童手当等の認定を受けていた受給者が、配偶者からの暴力により住民基本台帳上の住所地を変更しないまま他市町村へ避難し、児童手当等の認定請求をした場合は、受給者の負担や加害者である配偶者への情報漏洩防止の観点から、避難先の市町村が支給することになっています。（なお、受給者が希望した場合には、住所地の市町村から支給することもできます。）今後は、認定が住所地であったとしても、新たな認定請求に倣って、新規の認定請求の対象児童だけでなく、児童全員の児童手当等について、避難先の市町村から支給されるよう職権処理してください。
- (2) また、生活保護における収入認定のための児童手当支給額の共有等、関係部署と連携をして、各種制度の適切な運用に協力ください。

7 外国人の出国に伴う児童手当の過払いの防止等に関する留意事項

従前、現況届の提出により、外国人の国内での居住実態の把握を行っていましたが、その機会がなくなることから、適宜、在留外国人受給者のうち前年度から著しく所得が減少した者等国内に居住していない可能性が高い者について、

- ・受給者への郵送物が返戻となる等の場合、居住実態を確認する
 - ・支給対象児童の就学状況や、保育所、幼稚園、認定こども園等の在園状況の確認を行い、児童の国内居住実態を確認する
- 等の取組を行い、適宜関係部署と連携協力して、過払いの防止に努めてください。

8 公務員への二重支給防止等に関する留意事項

現況届の職業欄への記載内容により、特に公務員に対する市町村からの誤った支給を防止していましたが、現況届の省略により、その機会がなくなることから、特に注意をして対応をしていただく必要があります。適宜、以下のような取組をすることで二重支給の防止に努めてください。

- ・公務員を退職した方には、退職者に住所地市町村へ新たに児童手当の認定請求を行うことを必ず周知する。
- ・公務員として就職した方には、就職により所属庁から児童手当等の支給を開始することについて、所属庁から市町村へ情報提供等することを可能な限り行う。

支給開始月の特例（法第8条第3項）について

○法第8条第2項において、児童手当等の支給は原則として、請求日の翌月分からと規定されています。

○ただし、同条第3項において、住所を変更した日又は災害等その他やむを得ない理由がやんだ日の翌日から15日以内に認定請求をしたときは、住所を変更した日又は災害等その他やむを得ない理由がやんだ日の属する月の翌月から始めることができます。

○「その他やむを得ない理由」としては、次のような事例がありますので、市町村では各個別ケースにより、適宜判断の上、処理をお願いします。

認定請求を行っていなかった者が、所得税の更正により所得要件を満たすこととなった場合には、所得更正額を知った日（一般的に更正通知書を受け取った日）の翌日から15日以内に認定請求を行った場合には、更正後の所得によって所得要件を満たしていた月分から児童手当等の支払いを行うこととなります。（「税法による更正又は決定により所得額に変更があった場合の児童手当事務の処理について」（昭和51年5月27日付け児手第22号厚生省児童家庭局児童手当課長通知））

DV加害者（配偶者）からの危害・接触の危険を避けるため認定請求ができなかった者については、請求ができるようになった日の翌日から15日以内に認定請求を行った場合には、申請者の配偶者の受給事由が消滅した日の翌月分から児童手当等の支払いを行うこととなります。

注 意

「15日以内」の起算日は、「やむを得ない理由がやんだ日」の翌日からとなる。

15日目が土曜日、祝祭日（年末年始の休庁日含む）にかかる場合は、「15日目」はその直近の翌開庁日（15日目が12月29日の場合は、1月4日を15日目）とする。

【法第8条第3項を適用する場合の留意点】

支給されるパターンについては、以下のケースがあります。

下記にある「QA」は「児童手当Q&A集(H25.9.30版)」を、「通」とあるのは「平成24年版児童手当関係法令通知集」を、「解」とあるのは「五訂 児童手当法の解説」を指します。

- ・市外からの転入者が認定請求をする場合には、転出の予定年月日の翌日から15日以内に請求をした場合、その予定年月日を請求日として、請求日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。＜QA1-38 参照＞
- ・公務員退職を理由に認定請求をする場合には、退職日の翌日から15日以内に請求をした場合、その退職日を請求日として、請求日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。＜QA1-40 参照＞
- ・児童の出生を理由に認定請求をする場合には、児童の出生日の翌日から15日以内に請求をした場合、その出生日を請求日として、請求日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。＜QA1-42 参照＞
- ・受給資格者の死亡を理由に認定請求をする場合には、受給者の死亡日の翌日から15日以内に請求をした場合、その死亡日を請求日として、請求日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。＜通 P493 問2（昭46.12.8 児手40）参照＞
- ・遺棄を理由に認定請求をする場合には、遺棄したと市町村が判断した日の翌

- 日から 15 日以内に請求をした場合、その遺棄の生じた日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。〈QA1-44 参照〉
- ・行方不明を理由に認定請求をする場合には、行方不明となった日から 1 年経過した日の翌日から 15 日以内に請求をした場合、その行方不明となった日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。〈QA1-44 参照〉
 - ・生死不明を理由に認定請求をする場合には、生死不明となった日から 3 か月経過した日の翌日から 15 日以内に請求をした場合、その生死不明となった日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。〈QA1-44 参照〉
 - ・海外での出生を理由に認定請求をする場合には、帰国後の翌日から 15 日以内に請求をした場合、その帰国日を請求日として、請求日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。〈QA1-45 参照〉
 - ・養子縁組を理由に認定請求をする場合には、養子縁組を行った日の翌日から 15 日以内に請求をした場合、その養子縁組を行った日を請求日として、請求日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。〈QA1-46 参照〉
 - ・急病・交通事故等により認定請求をすることが出来なかった場合には、退院等で請求できるようになった日の翌日から 15 日以内に請求をした場合、支給事由に係る事実発生日（出生日等）を請求日として、その請求日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。〈解 P122-123 参照〉
 - ・台風・火災等災害により認定請求をすることが出来なかった場合には、復旧・回復して請求できるようになった日の翌日から 15 日以内に請求をした場合、支給事由に係る事実発生日（出生日等）を請求日として、その請求日の属する月の翌月分から児童手当の支払いを行うこととなります。〈解 P122-123 参照〉
 - ・現況届の際の受給者交替により認定請求をする場合には、従前の受給者の消滅処分があったことを知った日の翌日から 15 日以内に請求をした場合、6 月分から支給を行うこととなります。〈QA2-10 参照〉

2. 続けて手当を受ける場合

現況届（毎年6月に提出）

**6月分以降の児童手当等を受けるには
現況届が必要です！**

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

必要に応じて添付書類を提出いただくことがあります。

現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3. 以下の1～6に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。（令和4年6月以降）

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
4. 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
5. 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健全な成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が、下記表の（所得制限限度額）未満の場合、表面の支給額を、所得が（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

なお、**令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が 以上の場合、児童手当等は支給されません。**

児童手当等が支給されなくなったあとに所得がを下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

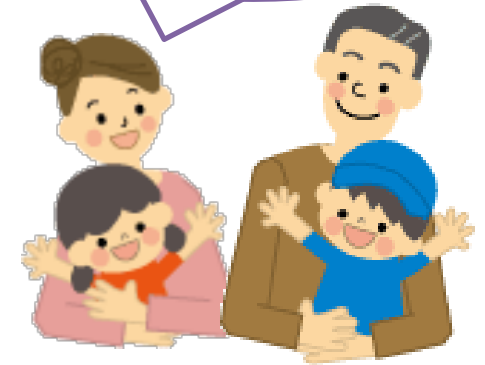
扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

令和4年6月から制度が一部変わります

児童手当制度 のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね！！



毎年6月の現況届もお忘れなく！

内閣府・都道府県・市区町村

～ 児童手当について～

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

(以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。所得制限・所得上限については裏面をご覧ください)

「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。



児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

- 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
- 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。



手続の方法は...

1. はじめに行うこと

認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願います。

請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

子育てワンストップサービスについて

子育てワンストップサービスを利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

申請は、出生や転入から15日以内に!

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、**原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。**

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、**現住所の市区町村に申請が必要です!**

里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく!

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

公務員になった場合
退職等により、公務員でなくなった場合
公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、**現況届の提出は不要です。**

- (現況届の提出が必要な方)
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
 - ・支給要件児童の戸籍がない方
 - ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
 - ・その他、市区町村から提出の案内があった方

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3. 以下の1～6に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。(令和4年6月以降)

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**(他の市区町村や海外への転出を含む)
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者の**加入する年金が変わったとき**(受給者が公務員になったときを含む)
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健全な成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が、下記表の(所得制限限度額)未満の場合、表面の支給額を、所得が(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

なお、**令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が 以上の場合、児童手当等は支給されません。**

児童手当等が支給されなくなったあとに所得がを下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

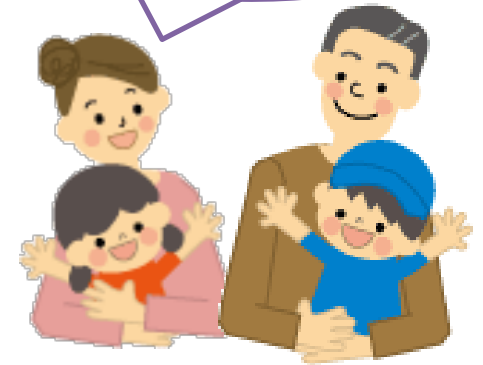
扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

令和4年6月から制度が一部変わります

児童手当制度のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね!!



**現況届が
原則提出不要となりました!**

内閣府・都道府県・市区町村

～ 児童手当について～

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

(以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。所得制限・所得上限については裏面をご覧ください)

「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。



児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

- 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
- 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。



手続の方法は...

1. はじめに行うこと

認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願います。

請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

子育てワンストップサービスについて

子育てワンストップサービスを利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

申請は、出生や転入から15日以内に!

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、**原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。**

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、
現住所の市区町村に申請が必要です!

里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく!

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

公務員になった場合
退職等により、公務員でなくなった場合
公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。